

7月13日(日)

市長選挙と市議会議員補欠選挙

～投票で示してください 大人の意志を～

任期満了による境港市長選挙を7月13日(日)に実施します。合わせて境港市議会議員補欠選挙(選挙される議員数は2人)も同日に実施します。7月6日(日)の告示日には、それぞれ立候補の届け出がされ、投票日の前日までの7日間、市内で選挙戦が繰り広げられます。

市長選挙、市議会議員補欠選挙は、私たち市民にとって一番身近な代表者を選ぶもので、地方分権が進む中、市の行方を決める大事な選挙です。有権者の皆さんにとっては、一人ひとりが市政に参加する最も良い機会です。棄権することなく、候補者の政見や人柄を良く見定めて、大切な一票を投じましょう。

今回の選挙に投票できる人

今回の選挙に投票できる人は、以下の項目すべてに該当する人です。

- ◇昭和63年7月14日以前に生まれた人
- ◇平成20年4月5日以前から市内に住民登録をして住んでいる人
- ◇市の選挙人名簿に登録されている人

入場券を無くしても投票できます

有権者の皆さんには、あらかじめ投票所の入場券を郵送します。入場券を無くした、または届かない場合でも、投票日に自分の区域の投票所で申し出れば、入場券が再交付され、投票することができます。

投票時間は午前7時から午後8時まで

投票日には、市内12カ所に投票所が設けられます。有権者の皆さんは、入場券に記載されている投票所で投票してください。

ご不明な点は選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票の順序と方法

投票用紙の色は、次のとおり色分けされています。

- 市長選挙 白色
- 市議会議員補欠選挙 薄い黄色

投票の順序は、最初に【市長選挙】、次に【市議会議員補欠選挙】の投票を行います。

投票用紙には、それぞれの立候補者の中から一人の名前を記載してください。それ以外の事を記載したり、投票用紙を間違えたりすると、大切な一票が無効となりますので、ご注意ください。

未来をつくる
あなたの一票大切に



投票日に用事のある人は期日前投票を

投票日に仕事や旅行などで投票所へ行けない人は、告示日の翌日(7月7日)から投票日の前日(7月12日)までの間に期日前投票をすることができます。

期日前投票は、「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入するだけで簡単にできます。

期日前投票の時間は、午前8時30分から午後8時までで、投票所は、市役所分庁舎の選挙管理委員会事務局です。

また、指定された病院や施設に入院・入所中の人は、それぞれの病院や施設の長に申し出れば不在者投票をすることができます。

郵便等による不在者投票

身体の不自由な人で「郵便等投票証明書」の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票をすることができます。ただし、投票用紙の請求期限は7月9日(水)までですので、ご注意ください。

なお、身体障害者手帳や戦傷病者手帳が交付されている人のうち、「一定の障害がある人」、介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人で、新たにこの制度の利用を希望する人は、「郵便等投票証明書」があらかじめ必要ですので、早めに手続きをしてください。

商店や事業所の責任者へのお願い

7月13日の投票日に、勤務している人が投票を棄権することのないように、ご配慮をお願いします。

選挙公報をご覧ください

今回から市の選挙においても「選挙公報」を発行します。候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を投票日の2日前(7月11日)までに各世帯に郵送します。市役所や各地区公民館などにも配備します。

立候補予定者説明会

立候補予定者説明会を6月17日(火)午後1時30分から市民会館第一会議室で開催します。それぞれの選挙に立候補予定の人は出席してください。

◇問合せ先 選挙管理委員会事務局 (☎ 47 - 1082)